

便益及び費用に関する調査の方針について（案）

1 目的

協約締結権を付与する職員の範囲の拡大に伴う便益及び費用の検討に資するよう、今後、関係団体等からヒアリング調査を行い、以下の点を把握する。

- ・ 独法等において、協約締結権の付与を契機として、いかなる便益及び費用が、どのような理由により生じたかについて
- ・ 国等における現在の労使関係の実情、協約締結権の付与に関する意見及び想定される便益及び費用について

2 対象

上記1の目的を踏まえ、以下の団体等からヒアリング調査の対象とするところを選定する。

- ・ 独立行政法人、国立大学法人（それぞれ主な団体等）
- ・ 各府省、地方公共団体（それぞれ3団体等程度）

3 方法等

- ・ 調査対象とする独立行政法人及び国立大学法人を事務局が訪問し、ヒアリング調査を実施。一部の団体等については、本委員会においてヒアリング調査を実施する。
- ・ 調査対象とする各府省及び地方公共団体に対し、本委員会においてヒアリング調査を実施する。
- ・ なお、いずれも労使双方に対して実施する。